

館山市「恋人の聖地」活用支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 館山市「恋人の聖地」活用支援事業補助金（以下「補助金」という。）は、地域資源である「恋人の聖地 鏡ヶ浦から富士の見えるまち 館山」を活用した商品開発を希望する事業者に対して、その経費の一部を補助することにより、当市における「恋人の聖地」ブランド力の強化及び当該事業者の自立的な事業の発展を目指すものである。

(趣旨)

第2条 この要綱は、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、館山市補助金等交付規則（平成19年規則第31号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助事業 補助金の交付の決定を受けた事業をいう。
- (2) 補助事業者 補助金の交付の決定を受けた者をいう。ただし、複数の法人、団体又は個人の連携によって事業を行う場合には、その全てをいう。

(補助金交付対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、館山市内に所在する法人若しくは団体又は館山市内に住所を有する個人とする。ただし、複数の法人、団体又は個人の連携によって事業を行う場合は、代表となる申請者が、館山市内に所在する法人若しくは団体又は館山市内に住所を有する個人とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 市税等の滞納がある者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその構成員
- (3) 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定する政治団体又は宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定する宗教団体

(補助金交付対象事業)

第5条 補助金の交付の対象となる事業は、「恋人の聖地 鏡ヶ浦から富士の

見えるまち 館山」のイメージに沿ったもので、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 新商品の研究開発

(2) 市内で行う体験プログラム又は周遊ツアー等の旅行商品の開発

2 前項に規定する事業は、複数年にわたり継続的に製造、販売又は催行する計画のあるものとする。

(補助対象経費及び補助金額)

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）

は、補助事業の実施に要する経費のうち、次に掲げるものとする。

(1) 新商品の研究及び開発をするために直接必要な原材料費

(2) 新商品を製造、販売又は催行するために直接必要な備品及び機械設備購入費

(3) 新商品のパッケージ、ラベル等のデザインの開発及び作成等に係る経費

(4) 新商品の販売促進に係る広告宣伝費

(5) 試作品等の品質検査に必要な費用

(6) 商標登録等に必要な費用

(7) アンケート調査等の調査分析費

(8) 旅行商品の催行に係る企画運営委託費及びバス等借上料等（ただし、旅行者の体験、食事及び宿泊等に係る経費を除く。）

(9) その他市長が適当と認める経費

2 交付する補助金の額は、補助対象経費の10分の8以内とし、1,000円未満は切り捨てる。ただし、当該補助金の額が30万円を超えるときは、30万円を限度とする。

3 補助事業の実施に伴い、当該補助事業を実施する補助事業者が、当該補助事業の財源として国、県又は市等から補助金を収入するときは、補助対象経費から当該補助金を控除した額を補助対象経費とする。

4 消費税及び地方消費税相当額は補助対象経費から除外する。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、館山市「恋人の聖地」活用支援事業補助金交付申請書（別記第1号様式）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(申請者の責務)

第8条 申請者は、当市における「恋人の聖地」ブランド力を強化し、地域

経済の活性化に資するため、次の各号のいずれかへの積極的な登録又は加入に努めるものとする。

(1) 特定非営利活動法人地域活性化支援センターが運営する「恋人の聖地 WORLD」優待特典店舗

(2) 一般社団法人館山市観光協会

(3) 特殊法人館山商工会議所

(交付の決定)

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否及びその額を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定による決定をしたときは、館山市「恋人の聖地」活用支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(変更等の申請)

第10条 補助事業者は、補助事業の内容若しくは補助事業に要する経費の変更又は補助事業の中止若しくは廃止をしようとするときは、館山市「恋人の聖地」活用支援事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書（別記第3号様式）を市長に提出しなければならない。ただし、補助対象経費の20パーセント以内の軽微な変更については、この限りでない。

(変更等の承認の決定)

第11条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、変更等の承認の可否を決定するものとする。

2 前項の場合において、変更等を承認するときは、変更等の後の補助金額を併せて決定するものとする。ただし、変更等の前の補助金額を上回る変更は認められない。

3 市長は、第1項の規定による決定をしたときは、館山市「恋人の聖地」活用支援事業補助金変更（中止・廃止）承認（不承認）通知書（別記第4号様式）により、変更等の承認を申請した者に通知するものとする。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了した日（補助事業を中止又は廃止した場合においては、その承認を受けた日）から起算して30日を経過した日又は補助事業の実施年度の3月10日のいずれか早い日までに、館山市「恋人の聖地」活用支援事業補助金実績報告書（別記第5号様式）を市長に提出しなければならない。

(額の確定)

第13条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、補助金の額を確定したときは、館山市「恋人の聖地」活用支援事業補助金確定通知書（別記第6号様式）により、当該実績報告書を提出した者に通知するものとする。

(交付の請求)

第14条 前条の規定により補助金の額の確定を受けた者は、館山市「恋人の聖地」活用支援事業補助金交付請求書（別記第7号様式）により、交付の請求を行うものとする。

(補助金の交付)

第15条 市長は前条の規定による請求があったときは、当該請求を行った者に補助金を交付するものとする。

(財産の管理及び処分)

第16条 補助事業者は、補助事業により取得した設備等（以下「設備等」という。）について、補助事業が完了した後も適正に管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が完了した日から5年間は、補助事業により新設し、又は増設した設備等の処分をしてはならない。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りではない。

(補助事業に関する書類の保存)

第17条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収入及び支出を明らかにした書類、帳簿等を整備し、補助事業が完了した日（補助事業を中止又は廃止した場合においては、その承認を受けた日）に属する会計年度終了後5年間保存しておかななければならない。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年8月27日から施行する。

別 記

第1号様式（第7条）

館山市「恋人の聖地」活用支援事業補助金交付申請書

年 月 日

館 山 市 長 様

申請者 住所又は所在地
事業所等の名称
氏名又は代表者名 ⑩
電 話 番 号

館山市「恋人の聖地」活用支援事業補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり関係書類を添えて補助金の交付を申請します。なお、交付申請に当たり、要綱第4条第2項の規定に該当する者ではないことを誓約するとともに、本市に納付すべき市税等の納付状況の確認を受けることに同意します。

補助金交付申請額	円
----------	---

1 事業の名称	
2 事業の種別	※番号及び、可・不可に○ (1) 新商品の研究開発 実績報告までに商品化 : 可 ・ 不可 (2) 市内で行う体験プログラム又は周遊ツアー等の旅行商品の開発 実績報告までに催行 : 可 ・ 不可

<p>3 事業の内容・特徴</p> <p>・事業計画（複数年にわたる計画）</p> <p>※別紙添付も可</p>	
<p>4 事業着手予定日</p>	<p>年 月 日</p>
<p>5 事業完了予定日</p>	<p>年 月 日</p>
<p>6 補助対象経費の金額</p>	<p>円 <u>（予算書※1）</u></p>
<p>7 連携者（複数の法人，団体又は個人の連携によって事業を行う場合）</p>	<p>（必要に応じて記入欄を追加してください）</p> <p>連携者1</p> <p>住所又は所在地：</p> <p>事業所等の名称：</p> <p>氏名又は代表者名： ㊞</p> <p>電話番号：</p> <p>担当する業務内容：</p> <hr/> <p>連携者2</p> <p>住所又は所在地：</p> <p>事業所等の名称：</p> <p>氏名又は代表者名： ㊞</p> <p>電話番号：</p> <p>担当する業務内容：</p>
<p>8 添付資料</p>	<p>予算書</p> <p>商品説明資料 等</p>

添付資料 1 予算書

科 目		予算額 (円)	説 明
補助 対象 経費			
	計 (※1)		申請書「6 補助対象経費の金額」と同額
補助 対象外 経費			
	計		
合 計			

(注) 1件あたりの契約予定額が30万円以上のものについては、見積書を添付すること。

第2号様式（第9条第2項）

館山市「恋人の聖地」活用支援事業補助金交付（不交付）決定通知書

第 号
年 月 日

様

館山市長 印

年 月 日付けで申請のあった館山市「恋人の聖地」活用支援事業補助金の交付を下記のとおり決定したので、館山市「恋人の聖地」活用支援事業補助金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

記

1 交付する。

交付決定額 円

交付の条件

2 交付しない。

理由

第3号様式（第10条）

館山市「恋人の聖地」活用支援事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

館 山 市 長 様

申請者 住所又は所在地
事業所等の名称
氏名又は代表者名
電 話 番 号

㊞

年 月 日付け 第 号により交付決定のあった館山市「恋人の聖地」活用支援事業補助金について、下記のとおり事業の変更（中止・廃止）をしたいので、館山市「恋人の聖地」活用支援補助金交付要綱第10条の規定により、その承認を申請します。

記

1 変更（中止・廃止）しようとする理由

2 変更しようとする内容及び経費の配分

変更内容等	変更前	変更後	備 考

※館山市「恋人の聖地」活用支援事業補助金交付申請書の写しに変更後の内容等を（ ）書して、添付すること。

第4号様式（第11条第3項）

館山市「恋人の聖地」活用支援事業補助金変更（中止・廃止）
承認（不承認）決定通知書

第 号
年 月 日

様

館山市長 印

年 月 日付けで申請のあった館山市「恋人の聖地」活用支援事業補助金の変更（中止・廃止）について、下記のとおり決定したので、館山市「恋人の聖地」活用支援事業補助金交付要綱第11条第3項の規定により通知します。

記

1 承認する。

変更前の交付決定額 円

変更後の交付決定額 円

2 承認しない。

理由

第5号様式（第12条）

館山市「恋人の聖地」活用支援事業補助金実績報告書

年 月 日

館山市長様

申請者 住所又は所在地
事業所等の名称
氏名又は代表者名 ⑩
電話番号

年 月 日付け 第 号により交付決定のあった館山市「恋人の聖地」活用支援事業補助金について、下記のとおり事業を実施（中止・廃止）したので、館山市「恋人の聖地」活用支援事業補助金交付要綱第12条の規定により、その実績を報告します。

記

1 補助事業の実施状況

事業の名称	交付決定額（円）	実績に基づく補助対象経費の金額（円） <u>（決算書※1）</u>	完了・未了 の別

2 事業着手日・完了日

	実 績	予 定（交付申請時の内容）
事業着手日	年 月 日	年 月 日
事業完了日	年 月 日	年 月 日

3 事業実績

事業の概要	
事業の効果	
その他	

(注) 事業の概要及び事業の効果については、実績に基づいて記載すること。また、事業の効果については、数値等を用いてできるだけ具体的に記載すること。

4 決算書

	科 目	決算額 (円)	予算額 (円)	説 明
補助 対象 経費				
		計 (※1)		
補助 対象外 経費				
	計			
	合 計			

5 添付書類

- (1) 契約書, 領収書等の写し
- (2) 事業の実績を示す図書 (完成図, 完成写真等)
- (3) その他参考となる資料

第6号様式（第13条）

館山市「恋人の聖地」活用支援事業補助金確定通知書

第 号
年 月 日

様

館山市長 印

年 月 日付け 第 号により交付決定をした
事業に対する補助金について、年 月 日付けで提出された館山
市「恋人の聖地」活用支援事業補助金実績報告書を審査した結果、下記のとおり
交付すべき額を確定したので、館山市「恋人の聖地」活用支援事業補助金交
付要綱第13条の規定により通知します。

記

交付申請額	円
交付決定額	円
交付確定額	円

理由（交付決定額と交付確定額に差がある場合）

第7号様式（第14条）

館山市「恋人の聖地」活用支援事業補助金交付請求書

年 月 日

館 山 市 長 様

申請者 住所又は所在地
事業所等の名称
氏名又は代表者名 ⑩
電 話 番 号

年 月 日付け 第 号により額の確定のあった館山市
「恋人の聖地」活用支援事業補助金について、館山市「恋人の聖地」活用支援
事業補助金交付要綱第14条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 補助金請求額 円

2 振込先

金融機関 及び支店名	銀 行 協同組合 信用金庫 信用組合	本店 支店（所）	
預金種目	当座 ・ 普通	口座番号	
口座名義人	フリガナ		
	氏 名		